

港区学校給食調理業務委託  
事業候補者募集要項

平成 29 年 10 月

港区

## 1 目的

学校給食は、児童・生徒の心身の健全な発達、日常生活の食事についての正しい知識、望ましい生活習慣を身につけるなど、学校教育において重要な役割を担っています。

港区教育委員会では、平成16年度から学校給食調理業務の民間委託を進めており、衛生管理の徹底や食物アレルギー対応等への的確な対応など、児童・生徒に安全で衛生的な給食を安定的に提供できる技術と知識、実績を兼ね備えた事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により事業候補者を選考します。

## 2 業務委託実施予定校

実施予定校

- ①御成門小学校 (所在地：港区芝公園三丁目2番4号)
- ②白金の丘学園 (所在地：港区白金四丁目1番12号)
- ③赤坂小学校 (所在地：港区赤坂八丁目13番29号)
- ④三田中学校 (所在地：港区三田四丁目13番13号)
- ⑤六本木中学校 (所在地：港区六本木六丁目8番16号)
- ⑥青山中学校 (所在地：港区北青山一丁目1番9号)

## 3 事業規模

- ①御成門小学校 26, 573, 400円程度 (440食程度)
- ②白金の丘学園 46, 367, 000円程度 (1, 000食程度)
- ③赤坂小学校 29, 292, 300円程度 (500食程度)
- ④三田中学校 25, 547, 400円程度 (360食程度)
- ⑤六本木中学校 23, 371, 200円程度 (260食程度)
- ⑥青山中学校 23, 640, 000円程度 (250食程度)

ただし、この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものであることに留意すること。

また、食数については、現時点での見込みであり、変更する場合あり。

## 4 履行期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

## 5 応募資格

- (1) 23区(港区含む)で、学校給食調理業務委託契約(自校方式)を、平成25年度以前から平成29年度まで継続して契約している事業者であること。
- (2) 業務に必要な専門的能力のある従事者を有するとともに経営基盤が安定しており、本委託業務を仕様書に基づき確実に遂行できること。
- (3) 学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令、その他関係法

令及びそれに基づく通知、労働基準及び労働安全など労働関係法令を遵守できること。

- (4) 港区の競争入札参加資登録業者であること。
- (5) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 16 年 7 月 30 日、16 港政契第 238 号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条 4 に該当する者でないこと。
- (7) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき厚生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (8) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 1 月 26 日 23 港総契第 1157 号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (9) 区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること。ただし、事業委託の内容により共同できない場合はこの限りではない。
- (10) 区内事業者が単独又は区内事業者同士で共同事業体を構成して参加した場合に、区内事業者への優遇として、一次審査における一次評価点の 5 % を一次評価点に加点する（小数点以下切上げ）。
- (11) 区外事業者が区内事業者と共同事業体を構成して参加した場合に、一次審査における一次評価点の 5 % を一次評価点に加点する（小数点以下切上げ）。
- (12) 区内事業者及び区外事業者が共同で参加申込みを行うとき、既に単独で参加を申し込んでいる場合には、共同で申込みしたものは参加資格なしとし、単独で申込みをした方を優先する。  
※区内事業者と区外事業者が共同で委託に参加する場合には、別紙「共同事業体参加申込み注意事項」を確認し、共同事業体構成書及び共同事業体協定書兼委任状も合わせて提出することとする。
- (13) 港区男女平等参画行動計画の方針に基づき、事業者におけるワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図るため、ワーク・ライフ・バランス推進状況について、第一次評価における評価項目とする。  
※配点は、一次審査における評価点合計の 5 % とし、港区ワーク・ライフ・バランス推進企業（港区の制度）、東京ワークライフバランス認定企業（東京都の制度）、くるみん認定及びプラチナくるみん認定企業（国の制度）に該当する事業者に 5 % を加点する（小数点以下切上げ）。

## 6 応募手続

- (1) 日程（予定であり、変更する場合あり。祝日、土・日曜日は除く）
  - ① 募集要項の配布 平成 29 年 10 月 30 日（月）～11 月 14 日（火）
  - ② 質問の受付締切 平成 29 年 11 月 6 日（月）

- ③ 質問に対する回答 平成 29 年 11 月 7 日 (火)
- ④ 提出書類受付開始 平成 29 年 11 月 7 日 (火)
- ⑤ 提出書類の締切 平成 29 年 11 月 14 日 (火)
- ⑥ 第一次選考 平成 29 年 12 月 6 日 (水)
- ⑦ 第二次選考 平成 29 年 12 月 25 日 (月)
- ⑧ 事業候補者決定 平成 30 年 2 月上旬 予定
- ⑨ 予定業務委託開始 平成 30 年 4 月 1 日 (日)

※⑦の日程については第一次選考を通過した事業者に、第一次選考終了後にお知らせします。

(2) 質問の受付及び回答

募集に関する質問は、質問書(様式5)を用い、下記担当へ FAX で平成 29 年 11 月 6 日 (月) 午後 5 時まで提出すること。【期限厳守】

※電話での質問は一切受けません。

※回答は、内容を取りまとめ、HP に掲載します。内容によってはメールで回答することもありますので、参加予定の事業者は募集要項最終頁のアドレスへ、担当者及び連絡先が分かるようメールを送信すること。なお、回答の内容は、本要項の追加または修正とみなすこととする。

(3) 提出書類の受付

- ①受付期間 平成 29 年 11 月 7 日 (火) ~11 月 14 日 (火)  
【期限厳守】(土・日曜日は除く)
- ②受付時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
- ③受付場所 港区教育委員会事務局 学務課 保健給食係
- ④方 法 持参

(4) 提出書類(様式添付あり)

※必ず指定の様式を使用し、書式等の変更もしないこと。

- ①参加表明書(様式1)
- ②会社概要(様式2)

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 会社概要 | (1)本社所在地<br>(2)資本金<br>(3)加盟団体<br>(4)23区内事業所数<br>(5)23区内事業所従業員数(正規職員、パート職員、合計)<br>(6)代行保証制度の加入<br>(7)ISO取得状況、ISO9001、14001、27001の取得状況<br>(8)ワークライフバランス関係の認定取得状況 |

|              |   |
|--------------|---|
| 学校給食受託状況     | (1) 現在契約中の学校給食受託区数<br>(2) 現在契約中の学校給食受託小学校数<br>(3) 現在契約中の学校給食受託中学校数<br>(4) 平成23年度以前から継続契約中の他区名及び学校名(港区を除く)、給食数 |
| 学校給食の事業体制・展開 | (1) 運営<br>(2) 衛生管理<br>(3) 展開<br>(4) 組織・人員体制、組織図   |

③ I S O 認証取得証明書の写し及びワークライフバランス関係の認定書等の写し

| ワークライフバランス関係の認定状況  | 提出書類   |
|--|--|
| 港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合   | 認定通知等の写し   |
| 東京都（産業労働局）が認定する「東京ワークライフバランス認定企業」として認定を受けている場合   | 認定通知等の写し   |
| 国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること | 認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等 |
| 国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合  | 認定通知等の写し   |

④ 過去5年間の財務諸表

⑤ 納税証明書（直近1年分）

⑥ 仕様書に基づいた経費見積書（様式3）

| 項目    | 提案内容                             |
|-------|----------------------------------|
| 経費見積書 | (1) 従事体制<br>(2) 人件費<br>(3) その他経費 |

⑦ 企画提案書（様式4）

港区の学校給食を円滑に遂行するための貴社の役割と支援体制について説明すること。

| 項目   | 提案内容   |
|------|--|
| 基本理念 | (1) 学校給食が果たす役割<br>(2) 食育のポイント<br>(3) 安全で安心な学校給食の提供 |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| 業務の実施                   | <p>(1) 港区の学校給食に対する理解について</p> <p>(2) 学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 児童・生徒、栄養士、教職員とのコミュニケーション</li> <li>② 学校行事の考え方</li> <li>③ 学校給食運営協議会への取組み</li> </ul> <p>(3) 衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 健診・細菌検査の内容・項目、回数</li> <li>② 『学校給食衛生管理基準』の遵守、大量調理における管理マニュアル、HACCPの考え方</li> <li>③ 衛生に関する指導員の有無</li> </ul> <p>(4) 本社からのバックアップ体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の調理従事者との連携・支援体制</li> <li>② 現地への巡回・指導の内容及び巡回の頻度</li> <li>③ 急な欠員時等の支援体制</li> </ul>   |
| 人材配置・育成、人材確保            | <p>(1) 人材配置、人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調理従事者の配置人数、配置者の資格、学校給食経験年数</li> <li>② パート社員の定着率</li> <li>③ 人材確保</li> </ul> <p>(2) 組織力の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調理業務におけるチームワーク向上のための取組み</li> <li>② 調理員(パート含む)への契約内容(港区仕様)の具体的な周知方法</li> </ul> <p>(3) 研修の体制及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 従事社員・パート社員の研修内容、回数</li> <li>② 配置前研修のスケジュール、内容</li> </ul> <p>(4) 調理業務責任者について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会社全体での調理業務責任者の人数</li> <li>② 平均年齢</li> <li>③ 調理業務責任者となるために必要な経験及び年数</li> </ul> <p>(5) 巡回指導員について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 会社全体での巡回指導員の人数及び役割</li> <li>② 巡回指導員となるために必要な経験</li> </ul> |
| 異物混入、アレルギー事故等の件数(東京23区) | <p>(1) 過去3年間の異物混入の件数(児童・生徒が食する前に判明した提供ミス、髪の毛、ビニール、プラスチック等)</p> <p>(2) 過去3年間でアレルギー事故(児童・生徒が食する前に事前に回避したものの件数も含む)の件数</p> <p>(3) (1)の事故を引き起こした最も大きな原因(1例をあげること)。</p> <p>(4) (2)の事故を引き起こした最も大きな原因(1例をあげること)。</p> <p>(5) 食物アレルギーについての理解・社員教育(研修)・事故防止策の具体的な内容</p>   |

|                        |  |
|------------------------|--|
| 非常事態への予防・対応<br>(東京23区) | (1) 過去3年間の事故及び対応状況<br>①食中毒事故<br>②損害賠償を伴った事故<br>(2) 事故の予防及び対応<br>(3) 災害時の対応<br>(4) 加入保険 |
|------------------------|--|

(5) 提出部数

① 参加表明書

1部

② 会社概要

事業者名入り 1部

事業者名なし 1部 ※本社所在地は空欄にすること。

③ ISO認証取得証明書及びワークライフバランス関係の認定書等

写し 各1部

④ 過去5年間の財務諸表 各年 1部

⑤ 納税証明書(直近1年分) 1部

⑥ 仕様書に基づいた経費見積書

社判を押した正式なもの 各1部

事業者名なし 各13部

※複数の学校に応募する場合は、学校ごとに経費見積書を用意すること。

⑦ 企画提案書

事業者名入り 1部

事業者名なし 13部

⑧ 上記①～⑦のデータが入力された CD-ROM 1枚又は下記担当部署のメールアドレスに送信すること。

※①から⑥はそれぞれ別にして提出すること。

※事業所名なしの提出物については、資料文中など全てについて、事業所名をマスキング処理する等、確実に消し、職員の顔写真や氏名等、事業者を特定できるような情報についても一切載せないこと。

(6) その他

① 著作権等

提案書の著作権は事業者に帰属します。ただし、区は事業予定者の公表等必要な場合には申込時の提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

② 選考結果の公表

事業候補者の選考過程に関する情報は、選考終了後に公表を予定しています。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表します。

③ 応募費用

応募に際し必要となる資料の作成・提出等に要する費用及び選考に参加するために要する費用は、全て事業者の負担とする。

#### ④提出書類

区に提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

#### ⑤区が提供した資料の取扱い

区が提供する資料は応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この目的の範囲内であっても、区の了承を得ずに第三者に対してこれを使用させること、又は内容を提示することを禁止します。

#### ⑥追加書類の提出

区が必要と認める場合には追加書類の提出をすること。

※一次選考通過事業者は、「第二次選考プレゼンテーション用企画提案書（A3両面）の提出をすること。

### 7 事業候補者の決定方法

#### (1) 審査基準

##### ①会社概要

学校給食調理業務受託状況等

##### ②基本理念

業務に関する基本的な考え方等

##### ③業務の実施

業務実施に際しての取組み等

##### ④人材配置・育成

従業員の配置、指導・研修等

##### ⑤異物混入及びアレルギー事故

異物混入及び食物アレルギーの件数  
食物アレルギーの考え方及び対応等

##### ⑥非常事態への予防・対応

食中毒の予防及び事故発生時の対応等

##### ⑦見積書

見積金額の妥当性

##### ⑧試食

出来栄え及び味等

##### ⑨プレゼンテーション・ヒアリング

問題発生時の対応力等

##### ⑩総合評価

全項目を通して評価します。

#### (2) 審査方法

① 第一次審査は提出書類について書面による審査を行います。第二次審査に進める事業者は各校で概ね3社程度とします。

第一次審査通過事業者について、プレゼンテーション・ヒアリングを行います。プレゼンテーション・ヒアリングには、巡回担当者、各校に配属予定の業務責任者1名は、全員必ず参加すること。ただし、参加人数は最



大で4名までとします。4校以上通過した場合、最大人数を超えるため、巡回担当者及び区が指定した者が参加することとする。また、給食調理の技術等を確認するために、学校給食献立表メニューの中から、委員会が指定する3品程度調理したものを提供することとする。提供した調理品についてプレゼンテーションで質問するので、プレゼンテーションに参加する者は試食をしておくこと。

なお、第二次審査の詳細については、第一次審査結果通知時に第一次審査通過事業者に対し併せて通知します。

- ② 第一次審査結果と第二次審査結果を総合し、その結果で事業候補者を決定します。

## 8 その他

### (1) 選考委員

学識経験者、教育委員会事務局の職員及び学校長で構成し、委員の職氏名は公表しません。

### (2) 事業候補者の取り扱いについて

事業候補者については、選考委員会が教育長に審査結果を報告し、教育委員会事務局で決定後、港区業者選定委員会に業者推薦を行い、契約の相手方として審査を受けます。契約の相手方として決定を受けた後、契約締結手続きを行います。なお、業務の履行に当たっては関係法令を遵守すること。

### (3) 複数の学校を応募した事業候補者について

複数の学校を応募し事業候補者になった事業者は、契約までの間で、1つの学校の辞退を申し出た場合、次年度以降の港区学校給食調理業務委託のプロポーザルには参加できませんので注意すること。

### (4) 契約の継続について

契約の継続については、長期契約5年間とし、港区学校給食調理業務委託評価委員会設置要綱に基づき評価を行います。その評価結果及び再度評価の結果を港区学校給食調理業務委託評価委員会において審議し、契約を更新又は当該年度末をもって契約を解除することを決定いたします。

#### 担当

港区教育委員会事務局学務課保健給食係

電話 3578-2111 内線 2736

FAX 3578-2759

メールアドレス [minato30@city.minato.tokyo.jp](mailto:minato30@city.minato.tokyo.jp)